

公募要領に関するQ & A

- 本Q & Aは、令和3年度補正予算フロンティア補助金の公募要領の記載内容に関して想定される質問に対する回答を示したものです。
- 今後、事業者の方からのお問い合わせの内容を踏まえ、随時、内容を追加・修正する可能性があります。
- なお、以下の回答は、上記補助金に関する一般的な取扱いを示すものです。個別事例の取扱いについては、公募要領に記載の問い合わせ先までご確認願います。
- 本Q & Aでは、今回公募の令和3年度補正予算フロンティア補助金は「R3補正フロンティア補助金」、令和2年度第3次補正予算フロンティア補助金は「R2補正フロンティア補助金」と表記します。

Q1. 第3期公募と第4期公募で異なる点を教えてください。

A1. 第4期公募においては、補助事業実施期限を令和5年2月10日（金）から令和5年2月28日（火）に変更しました。

また、公募申請の締切りを2回（第一次締切：令和4年11月7日（月）、最終締切：令和5年1月13日（金））設けております。

Q2. R3補正フロンティア補助金に申請した結果、不採択となりましたが、今回の第4期公募に不採択となった事業で再度申請することは可能ですか。

A2. R3補正フロンティア補助金で不採択になった事業についても、第4期公募への申請は可能です。この場合には、公募要領（特に「表2 評価基準」）等を参考に、補助事業計画書等の記載内容を見直していただいた上で申請を行ってください。

Q3. R3補正フロンティア補助金（又は令和4年度予算ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）の公募に申請した結果、採択となりましたが、フロンティア補助金の第4期公募に別事業で申請することは可能ですか。

A3. R3補正フロンティア補助金又は令和4年度予算ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の公募で代表申請者として採択された事業者については、特定の事業者が補助金が集中することを避けるため、別事業であっても代表申請者としては重複して採択いたしません。

Q4. Enjoy SAKE! プロジェクトに申請した結果、採択となりましたが、フロ

ンティア補助金の第4期公募に別事業で申請することは可能ですか。

A 4. Enjoy SAKE! プロジェクトで代表申請者として採択された事業者については、特定の事業者に国からの支援が集中することを避けるため、別事業であっても代表申請者としては重複して採択いたしません。

Q 5. R2補正フロンティア補助金で採択された事業と全く同じ取組内容で、R3補正フロンティア補助金の公募に申請した場合、採択されるのでしょうか。

A 5. ご質問のような場合には、採択されることはありません。

R2補正フロンティア補助金で採択された事業と同じ事業目的であっても、実施した成果等を踏まえた取組内容になっている場合には、採択される可能性はあります。

Q 6. 補助事業実施期限までに補助事業を完了できない場合、補助事業期間を延長することはできますか。

A 6. 交付決定後に生じた避け難い事故により、補助事業を補助事業実施期限（第4期公募の場合は、令和5年2月28日（火））までに完了することが困難と見込まれる場合には、可能な限り早期に、公募要領に記載の問い合わせ先に個別にご相談ください。財務大臣の承認を得た上で、補助事業期間の延長が認められる場合があります。

Q 7. 酒類業免許を有していない「人格のない社団等」（〇〇協議会等）が応募することは可能ですか。

A 7. 酒類業免許を有していない人格のない社団等（酒類業免許を有している者が構成員となっている場合を除く）は、酒類事業者を1者以上含むグループで申請することができます。その場合、人格のない社団等が代表申請者として申請することも可能です。

Q 8. どのような場合にグループ申請を行うことが想定されていますか。

A 8. 例えば、酒類の製造免許を有していないが、本補助金の趣旨に合致したプランを有しているときに、製造免許を有する酒類事業者と連携して、グループ申請を行う場合などを想定しています。

Q 9. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですか。

A 9. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですが、代表申請者になれるのは1つの事業のみです。

Q10. 酒類以外の商品を開発する場合も対象となりますか。

A10. 補助金の趣旨・目的から、原則として、酒類以外の商品開発を目的とする事業は補助対象となりません。

Q11. 公募要領「4. 補助対象事業」の「(1)商品の差別化による新たなニーズ獲得事業」の対象となる取組例「『伝統的酒造り』を差別化のポイントとした高付加価値商品の開発」について、「伝統的酒造り」とはどのような酒造りをいうのですか。

A11. 「伝統的酒造り」とは、以下の要件を満たすものをいいます。

1 原料を酒造りに適した状態に前処理すること。

- (1) こうじにする原料の状態を見極め、手作業により水分調整すること。
- (2) 蒸きょうを行うこと。

2 酒造りに適したバラこうじをつくること。

- (1) こうじにする原料は、米又は麦とすること。
- (2) こうじ菌は伝統的なアスペルギルス属の菌を用いること。
- (3) 木蓋、木箱又はこれに準じた機能を有する器具を用いること。
- (4) こうじ菌の生育状態を見極め、手作業により製麴管理すること。

3 もろみを発酵させ、目的の酒質にすること。

- (1) 発酵はこうじを用いた並行複発酵によること。
- (2) 水以外の物品を添加しないこと。
- (3) もろみの状態を見極め、手作業により発酵管理すること。

Q12. 補助事業計画書の事業区分「その他」には、どのような事業が認められるのでしょうか。

A12. 公募要領に記載の「対象となる取組例」以外の取組であって、補助対象事業(1)から(4)の事業目的に合致する場合には、「その他」区分で採択の対象となる可能性があります。

Q13. 当社で企画している事業が、公募要領「4. 補助対象事業」のなお書きの補助対象となるか教えてください。

A13. 提出された事業計画が本補助金の趣旨に合致しているか、個別に検討の上、判断することになります。

Q14. 現在、果実酒の製造免許を受けているところ、新たにリキュールの製造免許を取得し新商品を開発する予定です。当該リキュール製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機器等を補助対象として申請することはで

きますか。

A 14. 既に果実酒の製造免許を受けていることから、本補助金の申請は可能ですが、新たな製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機器等を補助対象とすることはできません。

Q 15. 機械等の購入について、「通常の事業活動等に係る使用は認められません。」と記載されていますが、通常の事業活動にも使えるような機械等を購入する場合の取扱いはどうなりますか。

A 15. 通常の事業活動等に使用できる機械等であっても、補助事業期間中は、「補助事業の目的のためにのみ」使用していただく必要があります。

なお、取得価格 50 万円（税抜）以上の機械等について、補助事業期間終了後、補助事業の目的のための使用を取りやめ、他の事業活動に転用する場合には、補助金等適正化法第 22 条の規定に基づき、国税庁長官の承認及び残存簿価等の国庫納付が必要となります。

Q 16. 果実酒とぶどうジュースに併用可能な容器詰機の導入は補助対象となりますか。

A 16. 容器詰機は補助対象となりますが、フロンティア補助金は酒類の新商品開発等に対して補助をするものであることから、補助事業期間中は、果実酒にのみ使用していただく必要があります。

なお、取得価格 50 万円（税抜）以上の機械等について、補助事業期間終了後、補助事業の目的のための使用を取りやめ、他の事業活動に転用する場合には、補助金等適正化法第 22 条の規定に基づき、国税庁長官の承認及び残存簿価等の国庫納付が必要となります。

Q 17. 借損料について、既存の事業所を補助事業にのみ使用する場合であっても、当該事業所の賃料は補助対象となりませんか。

A 17. 既存の事業所の賃料については、補助事業にのみ使用する場合であっても補助対象となりません。

Q 18. 謝金等に補助金額の上限が設定されていますが、委託費の内訳に謝金等に該当する経費が含まれる場合、当該経費をそれぞれの経費区分に振り分ける必要はありますか。

A 18. 委託契約に基づき委託費として計上された経費であれば、謝金等の区分に改めて振り分ける必要はありません。ただし、謝金等の上限の潜脱の目的が明白である等の場合には、委託費として認められるかどうかを個別に

判断します。

Q19. 「中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。」と記載されていますが、どのように価格設定の適正性を示せばよいでしょうか。

A19. 相見積もり（同種同性能の中古品との比較）等により、価格設定の適正性を明らかにする必要があります。

Q20. 経費の支出先が国外であっても問題ありませんか。

A20. 確定検査時までに必要な書類等を入手できるのであれば、支出先が国外であっても問題ありません。

Q21. 「5 補助対象経費（2）⑩」に記載のテスト販売を行う際の、補助金額が減額される場合の具体的な計算方法を教えてください。

A21. 例えば、補助対象経費が1,000万円、補助事業に要する経費（本事業を実施するのに必要な補助対象外経費も含めた全体経費）が1,100万円の場合、テスト販売での収入が600万円（1,100万円－1,000万円×1/2）を超える場合には、補助金額が減額されます。（金額は全て税抜）

※ 上記において、収入が700万円の場合は100万円が減額となります。
収入700万円－（1,100万円－1,000万円×1/2）＝100万円

Q22. 補助事業計画書の作成に当たって、気を付けるべきことを教えてください。

A22. 補助事業計画書の記載事項について、公募要領「表2 評価基準」に基づいて審査が行われますので、評価基準の表に記載されているそれぞれの評価項目について、十分な説明となるような記載内容としてください。また、補助事業に係る経費について、当該経費の支出（例えば、機械の取得）の必要性（なぜ補助事業に必要となるのか）について、その理由を明確に記載してください。

Q23. 公募申請書提出後のスケジュールを教えてください。

A23. 提出された公募申請書については、各受付締切後、国税庁内に組織する審査委員会において概ね1か月程度かけて審査します。審査の結果、採択となった事業者の方には、交付申請書を作成・提出していただきます。その後、国税庁において提出された交付申請書を精査し、第一次締切分については12月中旬頃、最終締切分については令和5年2月上旬頃に交付決定

通知を行う予定です。交付決定をもって、補助事業開始となります。

なお、上記のスケジュールは見込みであり、変更となる可能性がある旨、ご承知おきください。

Q24. 設備の導入を目的とする補助事業の場合、当該設備の導入をもって事業期間を終了させることは可能ですか。

A24. 公募要領に記載の事業期間終了日以前に事業の目的を達成した場合には、事業者の判断で事業を終了させることが可能です。ただし、事業期間中に支払を終えている経費が補助対象となるため、質問のケースでは、設備の導入だけでなく、当該設備への支払も完了させてから事業を終了させる必要があります。

Q25. 確定検査の結果、交付決定額を超える経費を支出していた場合、交付決定額以上の補助金を受領することは可能ですか。

A25. 交付決定額が補助金交付額の上限となります。

Q26. 確定検査の結果、補助対象経費に補助率1/2を乗じた額が補助金下限を下回ることとなった場合、補助金全額が不交付となるのでしょうか。

A26. 確定検査の結果、補助金下限を下回ったとしても、補助金全額が不交付とはならず、補助対象経費の2分の1が補助金交付額となります。

Q27. R3補正フロンティア補助金の収入計上時期を教えてください。

A27. R3補正フロンティア補助金は、精算払、概算払を問わず、送付される「補助金額確定通知書」に記載された補助金確定額を、「補助金額確定通知書」による通知日の属する年分又は事業年度の収入金額又は益金に算入することになります。

Q28. 公募要領の「表2 評価基準」の評価項目に記載されている加点項目「パートナーシップ構築宣言」について教えてください。

A28. 「パートナーシップ構築宣言」に関するご照会は、下記の連絡先にお問い合わせください。

○ 「宣言」の内容について

内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当）付

電話番号：03-6257-1540

中小企業庁企画課

電話番号：03-3501-1765

令和4年9月29日

- 「宣言」の提出・掲載について
（公財）全国中小企業振興機関協会
電話番号：03-5541-6688